

城南こども園々則(運営規定)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人城南福祉会城南こども園(以下「本法人」という。)が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、認定こども園法施行規則第16条に基づき園則を兼ねる。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 社会福祉法人城南福祉会が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 城南こども園
- 2 所在地 徳島市八万町内浜43-2

(事業所の目的及び運営の方針)

第3条 城南こども園(以下「本園」という。)は利用する乳幼児(以下「園児」という。)への教育と保育の一体的な提供を通してその心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(H18法律第77号)、子ども・子育て支援法(H24法律第65号)(以下「支援法」という。)、徳島県児童福祉法施行条例(H12.3)その他の関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(H20告示)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(H26告示)、保育所保育指針(H20告示)に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

3 本園の教育・保育の目標は、次の通りとする。

- 1 本園は、保育の提供を行うにあたっては、園児の最善の利益に配慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場の提供に努める。
- 2 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児一人ひとりの状況や発達過程を踏まえ、こども園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 3 本園は、園児の保育とともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。

(利用定員)

第4条 本園の利用定員は、支援法第19条第1項各号掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに次の通りとする。

- 1 支援法第19条第1項第1号の子ども(3歳以上児で次号に該当するものを除く。以下「1号認定子ども」という。)10人
年齢別内訳 3歳児 3名
4歳児 3名
5歳児 4名
- 2 支援法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする満3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。)45名
- 3 支援法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする満3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち満2歳未満の子ども 29名
- 4 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6名

(教育・保育の内容)

第5条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

2 通常提供する教育・保育のほか、以下の教育・保育を行う。

- 1 延長保育事業
 - 2 一時保育事業
 - 3 障害児の受け入れ
 - 4 子育て支援事業
 - 5 その他の教育・保育にかかわる行事等
- 3 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否等によって差別的扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないように十分な配慮をもって運営するものとする。

(給食及び食育)

第6条 本園の給食は、自園調理により提供するものである。

- 2 給食の献立は、必要な栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。
- 3 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し、実施するものとする。

(子育て支援)

第7条 本園は、園児の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育・保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、保護者懇談会、個人面談、園便り、クラス便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るように努める。

本園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援に努める。

- 2 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係を築き、それを維持することに努める。

(地域における子育て支援)

第8条 本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流のため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

- 1 延長保育事業
- 2 一時保育事業
- 3 育児相談事業（育児に関する情報提供及び助言や援助）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 教育・保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 1 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し、法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- 2 主幹保育教諭 1名

主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前の子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

- 3 保育教諭 19名

保育教諭は、園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡の等の業務を行う。

- 4 栄養教諭(栄養士) 1名

栄養教諭(栄養士)は、園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどる。

- 5 調理員 3名

調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

- 6 事務職員又は用務員 1名

事務職員又は用務員は、事務又は園の諸用務に従事する。

7 学校医 1名

学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

8 学校歯科医 1名

学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

9 学校薬剤師 1名

学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第24条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(1号認定子どもの教育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第10条 1号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、その週数は毎学年39週を下回らないものとする。

2 前項本文にかかわらず、教育の提供を行わない日を次の通り別に定める。

- 1 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- 2 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- 3 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで
- 4 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

3 1号認定の子どもの教育を提供する時間は、原則として午前9時00分から14時00分までとする。ただし、それ以外の時間帯において保護者の希望により預かりが必要な場合は、7時30分から9時まで又は14時から18時までの範囲内で、一時預かり保育を提供する。

(2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第11条 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)及び祝日を除く。

2 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する時間は次の通りとする。

1 保育標準時間認定を受けた子どもにかかわる時間

平日が7時00分から18時30分まで、土曜日が7時30分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において保護者の希望により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供する。土曜日は延長保育を実施しない。

2 保育短時間認定を受けた子どもにかかわる保育時間

平日が8時00分から16時00分まで、土曜日が8時00分から16時00分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間。ただし、それ以外の時間帯において、保護者の希望により保育が必要な場合は、16時00分から17時00分までの範囲内で時間外保育(延長保育)を提供する。土曜日は延長保育を実施しない。

(学年及び学期)

第12条 本園の教育にかかわる学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。2 前項の学年は、次の学期に分ける。

- 1 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 2 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 3 第3学期 1月1日から3月31日まで

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第13条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号子どもから本園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- 1 利用定員に空きがない場合
 - 2 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
 - 3 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- 2 1号認定子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。
- 1 兄妹姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
 - 2 その他の者は面接により選考し、入園させる。
- 3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に申し出るものとする。
- 6 本園の利用2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
- 1 子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
 - 2 支給認定保護者から本園の利用の取り消しの申出があったとき。
 - 3 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたととき。
 - 4 その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(転園、休園及び卒園に関する事項)

第14条 転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援業者等と密接な連携をとり、当該子どもにかかわる情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

2 園児の休園に際しては、保護者から届け出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第15条 本園は、利用した支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額(保育料)について支払いを受けるものとする。

2 前項の保育料の他、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価(特定負担額、いわゆる上乗せ徴収)について、あらかじめ保護者に用途・金額・理由を説明し書面による同意を得た上で支払いを受けるものとする。

3 前2項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用(いわゆる実費徴収)について、その都度、保護者に用途・金額・理由を説明し、同意を得た上で支払いを受けるものとする。

4 前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収書を交付するものとする。

5 第2項及び第3項の上乗せ徴収・実費徴収等の利用者負担については、別表1の通りとする。

(緊急時等における対応)

第16条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談するなどの措置を講じる。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、保護者及び子育て応援課に連絡するとともに必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第17条 本園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、取るべき措置について具体的計画を立てるとともに、これに対する不断の訓練に努めるものとする。

2 前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届け出を行うものとする。

3 第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行うものとする。

4 非常災害における園児の安全確保については、日頃より所轄の消防署その他の関係機関、地元住民との連携を図るよう努めるものとする。

(保健及び環境、衛生)

第18条 園児と職員の健康保持増進を図るため、学校保健計画を策定し、実施するものとする。

- 2 園児の健康診断は、学校保健安全法に基づき、入園時及び毎年度2回行う(そのうち1回は6月末日までに行うものとする。)ことを原則とする。
- 3 毎年度定期的に、国の定める環境衛生基準に基づき環境衛生検査を行うほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図るものとする。
- 4 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のため、対応指針を策定する等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第19条 職員は、いかなる場合においても園児に対し、以下のような有害な行為をしてはならない。

- 1 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為
 - 2 合理的な反省を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - 3 廊下に出したり、小部屋に閉じ込める等して叱ること。
 - 4 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - 5 食事を与えないこと。
 - 6 園児の年齢及び健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - 7 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - 8 施設を退園させる旨を脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - 9 性的な嫌がらせをすること。
 - 10 園児を無視すること。
- 2 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他の体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
 - 3 職員は、園児の虐待が疑われる場合には、その園児の保護者とともに家族の養育態度の改善を図り、関係機関、市町村に通報するものとする。

(苦情解決体制)

第20条 本園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受けつけるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 本園は、苦情に関し、市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 その他、苦情解決に関する事項は、別途、「苦情解決の体制について」に定める。

(秘密保持)

第21条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 本園は、園児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合又は正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。
- 3 その他秘密保持に関する事項は、別途、就業規則及び個人情報保護に関する規定に定める。

(教育・保育の質の評価)

第22条 本園は、教育及び保育、子育て支援事業の運営水準の向上を図るため、その運営状況について次の通り自ら評価を行い又は評価を受け、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

- (1) 国の定めるガイドライン等に準拠して定期的に自己評価を行い、その結果を公表すること。
 - (2) 園児の保護者その他の関係者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。
- 2 前項の他、本園は、定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

(記録の整備)

第23条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | | |
|---|---------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 教育・保育の実施にあたっての計画 | 5年間保存 |
| 2 | 提供した教育・保育にかかわる提供記録 | 5年間保存 |
| 3 | 市町村への通知にかかわる記録 | 5年間保存 |
| 4 | 支給認定保護者等からの苦情の内容の記録 | 5年間保存 |
| 5 | 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | 5年間保存 |
| 6 | 保育所児童保育要録・幼稚園幼児指導要録 | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存(学籍に関する記録は20年間保存) |

附則 この規定は、令和6年11月1日から施行する。